

今月の税務トピックス

(中小企業経営強化税制の対象資産の拡充等)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

はじめに

地域経済の中核を担う中小企業を取り巻く状況は、ますます厳しさを増しており、ポストコロナを見据えて、生産性向上や経営基盤の強化に対する支援を強化していく必要があります。

令和3年度税制改正では、中小企業の設備投資を促進し、経営を支援する観点から、中小企業経営強化税制の対象資産の拡充等が行われました。

そこで、本稿では、改正前制度の概要及び改正の内容とその実務上の留意点について解説します。

I 改正前制度の概要 (措法42の12の4①②、措規20の9①、強化規16②一・二)

青色申告書を提出する中小企業者(適用除外事業者該当するものを除きます。)等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた特定事業者等が、平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具・器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、経営力向上設備等(経営力の向上に著しく資するものとして中小企業等経営強化法に規定される「生産性向上設備(A類型)」、「収益力強化設備(B類型)」及び「デジタル化設備(C類型)」)に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却(即時償却)とその取得価額の7%(資本金の額等が3,000万円以下の特定中小企業者等にあっては、10%)の税額控除との選択適用ができます。

ただし、税額控除における控除税額は、本制度及び「中小企業投資促進税制(措法42の6②)」の特別税額控除措置と合計して当期の法人税額の20%を上限とされ、控除限度超過額は1年間の繰越しができます。

II 取得価額要件 (措令27の12の4①②)

前述したIに掲げる「一定の規模以上のもの」とは、機械装置(1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの)、工具・器具備品(1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの)、建物附属設備(一の取得価額が60万円以上のもの)及びソフトウェア(一の取得価額が70万円以上のもの)の設備の区分ごとに取得価額要件が設けられています。

III 令和3年度税制改正

1 対象資産の拡充 (措規20の9①、強化規16①②)

M&Aの効果をも高める設備(「経営資源集約化設備(D類型)」)として、特定経営

力向上設備等の対象に計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画(経営資源集約化措置(D類型)が記載されたもの)に限ります。)を実施するために必要不可欠なパッケージ投資が追加されました。

2 適用期限の延長 (措法42の12の4①)

中小企業経営強化税制について、その適用期限が令和5年3月31日(改正前:令和3年3月31日)まで2年延長されます。

3 適用関係 (令和3年改正法附則48)

上記Ⅲ1の改正は、令和3年4月1日以後に取得等をする経営資源集約化設備(D類型)について適用されます。

おわりに

経営力向上設備等を取得し、その設備について本制度を受けるためには、原則として①工業会証明書(A類型)又は経済産業局による確認書(B類型・C類型・D類型)を申請・取得後、②中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、③対象設備を取得するという手続きが必要とされます。

ただし、経営力向上計画の申請に先立って計画を開始し、経営力向上設備等を取得した後には経営力向上計画を提出する場合には、例外として①工業会証明書(A類型)又は経済産業局の確認書(B類型・C類型)を申請後、②対象設備を取得、③設備投資後60日以内に経営力向上計画が申請・受理される必要があります。この場合において、本制度の適用を受けるためには、制度の適用を事業年度単位で見ることから、遅くともその設備を取得し事業の用に供した事業年度内に経営力向上計画の認定を受ける必要があります。D類型を活用する場合には、事業承継等の実施後に設備を取得する必要があるため、例外措置の手続きは適用できません。

なお、経営力向上計画の申請・受理に当たっては、事前に工業会証明書(A類型)又は経済産業局による確認書(B類型・C類型)を取得することが原則とされてきました。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で経営力向上計画の認定を迅速化させる観点から、手続の柔軟な取扱いとして令和3年8月2日以降の経営力向上計画の申請・受理より、工業会証明書(A類型)又は経済産業局による確認書(B類型・C類型)の申請手続と同時に経営力向上計画の認定に係る審査が行われます。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。